

# 8 法人の事業税

## (1) 事業税額等に関する調

区分			現 事 業 年									
			確 定 額							左の確定額に対応する前年度分の中間申告額		
			事業年度数		所得(収入)金額	税 額		確定申告及び決定のない中間申告額		事業年度数	税 額	
			確定申告のあったもの	左のうち決定したもの		確定申告のあったもの①	左のうち決定したもの	事業年度数	税 額②			
所得課税分 (外形対象法人分を除く)	普通法人	分割法人	本県本店分	1,524	-	45,889,078	2,566,535	-	-	-	306	316,484
			他県本店分	6,757	-	79,230,446	4,525,115	-	3	627	1,978	1,169,981
			県内法人	33,366	90	161,287,845	8,018,705	565	5	491	2,231	742,103
			計 A	41,647	90	286,407,369	15,110,355	565	8	1,118	4,515	2,228,568
		特別法人 B	1,390	1	18,196,320	691,553	3	-	-	-	-	-
		公益法人等 C	833	-	2,574,173	128,014	-	-	-	-	-	-
		人格なき社団等 D	209	-	147,148	4,564	-	-	-	-	-	-
		清算法人 E	1,424	8	2,832,937	155,237	9	2	1,102	61	33,708	
		特定信託 F	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		特定信託 G	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	所得課税分計(A+B+C+D+E+F+G) H	45,503	99	310,157,947	16,089,723	577	10	2,220	4,576	2,262,276		
	収入金額課税分 I	82	-	519,571,442	3,974,584	-	-	-	67	1,802,916		
	外形対象法人分 J	4,308	-		23,327,108	-	3	470	3,253	8,656,962		
	合計(H+I+J)	49,893	99		43,391,415	577	13	2,690	7,896	12,722,154		

(注)

- この調は、当年度において確定したものについて作成した。  
現事業年度分及び過事業年度分の区分は、次による(以下、法人の事業税関係において同じ。)  
(イ) 現事業年度分  
平成24年2月1日から平成25年1月31日までの間に終了する事業年度分。なお、同日後に終了する事業年度分で平成25年3月31日までに申告書の提出があり、当年度において調定したものについては、当該事業年度分を含む。  
(ロ) 過事業年度分  
(イ)の現事業年度分以前の事業年度分。
- 現事業年度分の①及び「所得(収入)金額」は、当年度において確定した税額(確定申告、修正申告、更正又は決定後の最終税額をいい、減免があった場合には減免後の税額をいう。)又はこれに対応する所得(収入)金額を記載した。
- 「事業年度数」は、1年、6か月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれの事業年度ごとに1件として計上したが、確定申告、修正申告、更正又は決定の処理がなされたものについては、その最終の段階で1件とした。  
なお、欠損法人等納付すべき税額がないものについても計上した。

### ○ 事務所別内訳

区分			大河原	仙台南	仙台中央	仙台北	塩釜	北部	
所得課税分	普通法人	分割法人	本県本店分	68,565	270,523	1,240,972	869,203	49,872	88,040
			他県本店分	137,465	540,426	2,585,696	1,409,281	112,056	186,118
			県内法人	372,721	1,000,483	2,543,460	2,194,895	497,091	592,029
			計	578,751	1,811,432	6,370,128	4,473,379	659,019	866,187
		特別法人	14,969	49,607	111,249	285,674	13,949	39,666	
		公益法人等	987	10,445	33,293	73,576	6,507	1,738	
		人格なき社団等	65	456	1,122	811	321	297	
		清算法人	31,209	1,864	60,070	36,646	1,929	705	
		特定信託	-	-	-	-	-	-	
		法人課税信託	-	-	-	-	-	-	
	収入金額課税分	1,665	55	1,181,638	2,901,828	7,347	4,348		
	外形対象法人分	871,378	1,728,661	13,628,600	7,283,511	270,295	531,159		
	合計	1,499,024	3,602,520	21,386,100	15,055,425	959,367	1,444,100		

(単位:件, 千円)

度 分						過事業年度分			調定額合計	当年度に発生した歳出還付額
確定申告が翌年度になる中間申告額		確定申告期限が翌年度になる見込納付額		中間納付額の歳出還付額		調定額	所得(収入)金額	調定額		
事業年度数	税 額	事業年度数	税 額	前年度に収入したものの	当年度に収入したものの	(①+②-③+④+⑤+⑥)	金 額	⑧	⑦+⑧	
	④		⑤	⑥		⑦				
428	622,442	3	1,955	17,808	-	2,892,256	295,047	17,381	2,909,637	
2,401	1,475,646	13	16,507	191,968	-	5,039,882	1,838,490	114,066	5,153,948	
4,383	2,447,423	2	2,642	126,360	-	9,853,518	3,669,314	122,342	9,975,860	
7,212	4,545,511	18	21,104	336,136	-	17,785,656	5,802,851	253,789	18,039,445	
-	-	2	354	-	-	691,907	400,310	12,760	704,667	
-	-	-	-	-	-	128,014	167,533	1,531	129,545	
-	-	-	-	-	-	4,564	18,651	549	5,113	
26	16,795	-	-	4,327	-	143,753	11,794	509	144,262	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7,238	4,562,306	20	21,458	340,463	-	18,753,894	6,401,139	269,138	19,023,032	
70	1,945,455	-	-	-	-	4,117,123	4,639,667	35,013	4,152,136	
3,397	9,562,835	21	72,936	306,962	-	24,613,349	-	378,035	24,991,384	
10,705	16,070,596	41	94,394	647,425	-	47,484,366	-	682,186	48,166,552	766,388

4 「確定申告が翌年度になる見込納付額」は、会計監査人の監査を受けなければならないこと等の理由により決算が確定しないため、法第72条の25第3項の規定によりその納期限が延長された法人が、見込納付を行った場合の額を記載した。

5 「中間納付額の歳出還付額」は、実際に還付したか否かを問わず、還付が確定した額を記載した。

6 「過事業年度分」の「所得(収入)金額」は、修正申告又は更正によるものは調定額に対応する金額を記載したが、前年度中に中間申告し、同年度中に確定申告すべき場合において、当年度に期限後申告された等で当年度調定となったものは、確定事業税額から中間納付額を控除した金額を記載した。

7 「当年度に発生した歳出還付額」は、実際に還付したか否かを問わず、還付が確定した額を記載したが、⑥の金額は含めていない。

8 「清算法人」の予納分は、中間申告と同様の取扱いにより記載した。

(単位:千円)

栗原	東部	登米	気仙沼	県 計
41,482	182,040	18,591	80,349	2,909,637
21,379	86,647	40,707	34,173	5,153,948
236,170	1,763,907	325,839	449,265	9,975,860
299,031	2,032,594	385,137	563,787	18,039,445
16,075	108,088	18,070	47,320	704,667
430	935	407	1,227	129,545
98	408	536	999	5,113
3	2,391	205	9,240	144,262
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	55,255	-	-	4,152,136
106,225	426,726	111,390	33,439	24,991,384
421,862	2,626,397	515,745	656,012	48,166,552